

小矢部市公共施設照明設備ＬＥＤ化業務仕様書

1 業務名

小矢部市公共施設照明設備ＬＥＤ化業務

2 趣旨

この仕様書は、受託者がＬＥＤ照明器具（以下「物件」という。）を発注者に賃貸することに関して、物件の数量、製品の仕様等のほか受託者が行うことを定める。

3 履行期間

- (1) 本契約の履行期間は、契約締結の日から物件のリース期間が終了する日までとする。
- (2) 物件の設置期限は、契約締結の日から３か月とする。
- (3) 物件のリース期間は、物件の設置完了の翌月から１２０か月とする。

4 対象施設の名称及び所在地

No.	施設名	住所
1	小矢部市総合保健福祉センター	小矢部市鷺島 15 番地
2	津沢コミュニティプラザ	小矢部市清水 369 番地 1

5 工事及び照明器具仕様

(1) 工事仕様

- ① 既存設備の撤去工事、本設備の設置工事及び維持管理において、市内電気工事業者の活用を優先的に行い、地域への経済波及効果に資するよう配慮すること。
- ② 受託者は、機器等の設置に関する法令等を厳守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、関係法令等の適用及び運用は受託者の責において行うこと。
- ③ 受託者は、施工開始前に施工体系図を提出すること。
- ④ 照明設備の交換については、現に管球を取り外し、点灯を間引きしている照明器具についてもＬＥＤ照明への取り換えをし、使用できるようにすること。
- ⑤ 受託者は、安全管理について十分に配慮すること。
- ⑥ 本業務で取り外した照明器具は、処分に係る法令を遵守し、適正に処分すること。
- ⑦ 工事に係る瑕疵については、契約に基づき受託者の責任とする。
- ⑧ 本業務の履行にあたり、監督職員と十分に協議し、施設利用者及び職員等の安全確保及び施設等を破損させた場合は、受託者の負担により原状回復するものとする。

(2) 照明器具仕様

- ① 数量

別紙２「既存設備一覧表」のとおりとするが、受託候補者決定後の現地調査の結果等により数量が変更となる可能性がある。

② 製品仕様

ア 別紙３「小矢部市公共施設照明設備ＬＥＤ化業務に係る設備の種類別性能及び機器仕様」を基本とする。

イ 物件はすべて新品とする。

ウ 採用する照明器具は日本国内に本社を有し、公共施設において設置実績のある製造メーカーのものとする。

エ ＬＥＤランプの選定にあたっては、ＪＬＭＡ３０１に準拠すること。（ＪＬＭＡ３０１の規定のない２０Ｗ型及び１１０Ｗ型の選定にあたっては原則としてＪＬＭＡ３０１の内容を踏襲すること。）

オ 演色性、色温度、照射角度、全光束は既存照明設備の相当品同等を基本とし、事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則その他関係法令等の照度等の基準に適合させること。

(3) 維持管理仕様

① 物件のリース期間中、物件が正常な状態で使用できるよう自らの負担により管理すること。

② 物件の不具合を発見、又は通報を受けたときは、原則として３営業日以内に状況を確認し、本市に報告すること。確認の結果、照明機器の交換や補修等の工事が必要になった場合は、速やかに実施すること。

③ 物件の不具合が、故意又は過失による損害、地震等による被害など不可抗力によるもの以外の場合は、受託者の責任において補修を行うものとし、費用はリース契約に含まれるものとする。

④ 物件は、リース期間満了後、その所有権を本市に無償譲渡すること。ただし、リース期間満了後の譲渡を付した「譲渡条件付きリース」であるため、受託者には、各施設の設備に関して固定資産税（償却資産）の納付義務はないものとする。

6 物件の設置

(1) 業務の概要

① 第４項に記載する対象施設の既存照明を、第２項の設置期限までにリース物件と交換し、施設管理者が安全に使用できる状態にすること。

② 各物件の設置場所については、別紙２「既存設備一覧表」のとおりとするが、受託候補者決定後の現地調査の結果等により、内容が変更となる可能性があることに留意すること。

③ 交換にあたっては、既存照明器具を撤去又は既存ランプ等及び既存照明器具の安定器の切断処理を行ってリース物件を設置すること。

④ 不要となった既存蛍光灯、撤去した既存設備等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守の上、受託者の負担で適正に処分すること。

(2) 作業要件

- ① 建築基準法、電気事業法、電気用品安全法、電気工事士法、消防法、労働安全衛生法、エネルギーの使用の合理化等に関する法律、建設業法等関係法令、石綿障害予防規則、大気汚染防止法を遵守すること。
- ② 仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）（最新版）」によること。
- ③ 作業にあたっては、現地調査を十分に行い、必要な場合は、受託者の負担において劣化したソケット（接触不良、割れ、バネ不良等）及び電線の交換を実施し、落下等の危険がないよう安全に設置すること。
- ④ 作業足場は受託者の負担とし、法令等に基づき、適切な設置管理を行うこと。
- ⑤ 物件にリース物件であることがわかるように表示すること。
- ⑥ 本業務の履行にあたり、監督職員と十分に協議し、施設利用者及び職員等の安全確保及び施設の運営に支障をきたさないように配慮するとともに、施設の建物及び設備等を破損させた場合は、受託者の負担により原状回復するものとする。
- ⑦ 現地調査の日時については、別途監督職員と協議の上、決定すること。
- ⑧ 作業時の安全管理に十分配慮すること。
- ⑨ 作業時の養生は、原則シート養生とするが、必要な場合は、受託者の負担で既存施設及び什器等に毀損がないよう適切に養生すること。
- ⑩ 物件の設置後は、必ず監督職員立会いのもと、業務の完了確認を行うこと。
- ⑪ 作業にあたり、監督職員と打合せを実施した場合は、打合せ記録書を作成し、提出すること。
- ⑫ アスベスト工事対象となる場合は別途協議すること。

(3) 設置後の現地試験

- ① 照度測定は、施設の代表的箇所を設置作業前、作業後の日没後に実施すること。
- ② 絶縁測定は、設置作業前、作業後に分電盤の分岐回路ごとに測定し、設置作業による絶縁劣化のないことを確認すること。
- ③ 現地試験の日程及び時間については、別途監督職員と協議の上、決定すること。
- ④ 現地試験の結果、不具合が発見された場合は、受託者の負担と責任において、物件及び周辺機器が正常に動作するよう、必要な調整作業を実施すること。

(4) 提出書類

- ① 工程表
- ② 施工体制図
- ③ 使用材料承認図、製品の取扱説明書
- ④ 現地試験成績書
- ⑤ 施工写真（作業前、作業中および作業後）
- ⑥ 竣工図（照明配置図への付記でも可）
- ⑦ 打合せ記録書

⑧ その他監督職員が指示する書類

7 リース期間終了後の物件の取扱い

契約期間終了後においては、本契約によりリース物件のすべてを発注者に無償譲渡すること。

8 物件の保証及び維持管理業務

- (1) 物件の保証期間は、本契約の履行期間とする。
- (2) 上記期間中、本市が通常の使用をしたにも関わらず、LED機器の動作異常、破損、故障が発生した場合は、受託者の負担により正常に動作するよう復旧すること。
- (3) リース期間中に、器具不良あるいは経年劣化等により、LED照明が正常に動作しなくなった場合は、LED照明の交換等を実施するものとし、この作業に係る一切の費用は受託者の負担とする。

なお、この場合において、導入した物件と同一製品が生産中止等により納入困難な場合は、同等以上の性能・規格を有する代替品を用意すること。

- (4) 本契約で設置した物件について、リース期間中に発注者の責めによらない事情により使用停止等の必要性が生じた場合は、受託者の責任において速やかに代替品等を提供し、施設運営に支障をきたさないようにすること。

この場合における費用は受託者が負担するものとし、発注者は、原則として新たな費用負担は行わない。

- (5) 保証期間中における不具合発生後は速やかに復旧させることを目的として専用窓口を設置し、その連絡先を完成検査時まで明示すること。

9 損害賠償

この契約の履行に伴い、発注者及び第三者が被った損害については、受注者がその責を負うものとする。ただし、その損害（保険その他により補填された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。

10 支払い条件

リース料は、リース期間のリース料支払い区分に応じて、月1回払いとする。

受託者は、各区分のリース期間終了後、請求書を発注者に提出するものとし、発注者は当該請求書を受理した日から30日以内にリース料を支払う者とする。

支払日等の詳細については、発注者・受託者において協議するものとする。

11 守秘義務

- (1) 発注者が提供した業務上の情報を第三者に開示又は漏洩しないこと。
- (2) 本契約を遂行するにあたり、発注者から図面等各種資料の貸出し、又は支給を受けた場合は、善良なる管理者の注意をもって保管及び管理すること。

なお、紛失または破損した場合は直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従って措置すること。

(3) 発注者より提供された資料等は、本契約遂行の目的以外に使用してはならない。

1 2 その他の条件

(1) リース期間中に、消費税率が変更となった場合の本契約に係る消費税率の取扱いは、消費税法及び関係法令、国の定める基準に従い、適切に対応するものとする。

(2) 受託者以外の事業者が、物件の設置作業や保証等、当該契約の一部を履行する場合は、あらかじめ書面により通知し、発注者の承認を得ること。

(3) 本仕様書に定めのない事項や本契約に疑義を生じた場合は、別途発注者と協議の上、決定する。